

VI 薬物乱用防止対策

1 概況

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、近年の大型覚醒剤密輸事犯の相次ぐ摘発や、匿名性の高いウェブサイトを利用した密売の巧妙化・潜在化、若年層への大麻の乱用の拡大など、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は令和5年8月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策をより強力に推進することとした。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

(1) 薬物乱用対策推進体制

ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年7月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長

本部員 29名(国機関8名、県機関4名、市町村8名、民間団体等9名)

(令和6年5月31日現在)

目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定

② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置に係る調整

イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立 平成4年10月28日

会長 小川 護 ((公社) 神奈川県薬剤師会会長)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長 (参加団体182団体 令和6年4月現在)

(2) 薬物乱用防止対策活動状況

ア 薬物乱用防止推進地域連絡会

令和5年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を配信した。

ウ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009～2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活 動 内 容 一 覧

令和5年度

実施主体	実施日・回数	内 容 等
神奈川県薬物乱用対策推進本部	令和4年5月20日	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会
	延べ11回	薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県各保健福祉事務所(センターを含む)、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市
薬物クリーンかながわ推進会議	令和5年4月19日	運営委員会
	令和5年6月20日 ～ 7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱) ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等325箇所
	令和5年6月20日 ～ 11月30日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催) 募金活動(県内募金総額 1,122,015円)
	令和5年10月1日 ～ 11月30日	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(厚生労働省主唱) 啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等48,386部
	令和6年2月13日 ～ 2月22日	広報委員会(書面会議)
	令和6年3月25日	広報・機関誌「薬物クリーンかながわ」(No.41)の発行
そ の 他	令和5年10,11月	有職・無職少年への薬物乱用防止啓発事業の実施協力 有職少年、無職少年向けのウェットティッシュ9,800個配布

作成啓発資材(県作成成分含む)

令和5年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
クリアファイル	25,000個	リングメモ帳	6,000個
消しゴム	18,000個	フリクションマーカー	9,100個
シャープペンシル	5,000個	付箋	8,500個
ウェットティッシュ	20,000個	リーフレット(STOP! 薬物乱用!)	100,000部
リーフレット(危険ドラッグ)	100,000部		

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

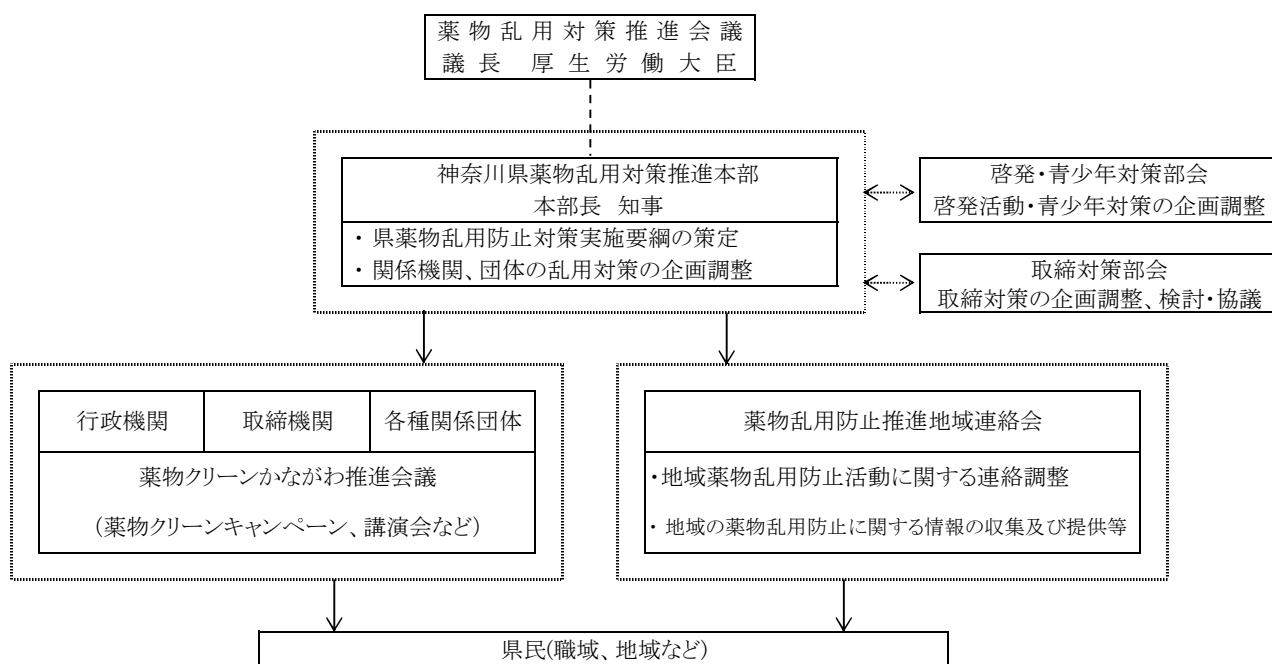
令和5年度

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
募 金 箱	933個	ポ ス タ ー	3,323枚
リ ー フ レ ッ ト	62,213部	救 急 絆 創 膏	0個

(麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
パ ン フ レ ッ ト	16,000部	ポ ス タ ー	4,000枚

神奈川県薬物乱用対策推進本部関係体系図



(3) 薬物相談窓口

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

県市機関別	件数
横浜市	441
川崎市	519
相模原市	73
横須賀市	26
藤沢市	15
茅ヶ崎市	6
小計	1,080
県保健福祉事務所(センター)	311
精神保健福祉センター	125
薬務課	58
小計	494
合計	1,574

保健福祉事務所	件数	保健福祉事務所	件数
平塚	7	小田原	61
同秦野センター	5	同足柄上センター	8
鎌倉	27	厚木	190
同三崎センター	1	同大和センター	12
		計	311

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月
 実施状況 令和5年度は実施なし

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るため研修会を開催した。

実施状況 6回開催 121人参加(令和5年度)

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では476名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

- (ア) 設立年月日 昭和57年5月19日
- (イ) 会 長 鈴木 圭作
- (ウ) 指 導 員 476名
- (エ) 支 部 37支部(令和6年4月1日現在)
- (オ) 活動費(補助金) 1,620千円(令和5年度)

指導員内訳

令和6年3月末現在

公 職 ・ 資 格 等	人 数 (名)	備 考
保 護 司	355	うち県麻薬等薬物相談員17名
薬 剤 師	98	うち県麻薬等薬物相談員 4名
そ の 他	23	
計	476	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等を行い啓発した。

令和5年度

活 動 項 目	回 数	備 考
街 頭 啓 発 活 動	60回	ポスター掲示や資材の配架等
ミニ集会・講演会・懇談会	93回	ミニ集会や薬物乱用防止講演会、教室
指 導 員 研 修 会	1回	令和5年5月12日 横浜市社会福祉センター

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動においてリーフレット等の配布・配架を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発

青少年による危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

区分	年度	5年度		4年度		3年度		2年度		元年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	13	(4,429)	11	(4,054)	8	(2,094)	9	(1,994)	12	(3,289)
	私立	1	(100)	2	(150)	1	(208)	-	(-)	1	(80)
	計	14	(4,529)	13	(4,204)	9	(2,302)	9	(1,994)	13	(3,369)
中 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	2	(15)	-	(-)	-	(-)
	私立	-	(-)	-	(-)	2	(1,046)	-	(-)	2	(796)
	計	-	(-)	-	(-)	4	(1,061)	-	(-)	2	(796)
小 学 校	公立	51	(9,334)	63	(11,473)	59	(10,317)	47	(6,941)	46	(7,527)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	51	(9,334)	63	(11,473)	59	(10,317)	47	(6,941)	46	(7,527)
そ の 他 P T A 等	公立	133	(11,080)	123	(10,606)	127	(10,990)	112	(9,677)	137	(11,632)
	私立	1	(107)	1	(104)	1	(112)	-	(-)	1	(104)
	計	134	(11,187)	124	(10,710)	128	(11,102)	112	(9,677)	138	(11,736)
計	1	(567)	-	(-)	-	(-)	2	(136)	1	(34)	
計	200	(25,617)	200	(26,387)	200	(24,782)	170	(18,748)	200	(23,462)	
県薬剤師会 自主開催	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
合計	200	(25,617)	200	(26,387)	200	(24,782)	170	(18,748)	200	(23,462)	
委託費	600千円		600千円		600千円		510千円		600千円		

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

区分	年度	5年度		4年度		3年度		2年度		元年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	5	(2,357)	15	(4,610)	1	(593)	1	(282)	44	(12,761)
	私立	1	(167)	2	(1,774)	-	(-)	0	(-)	3	(1,227)
	計	6	(2,524)	17	(6,384)	1	(593)	1	(282)	47	(13,988)
中 等 教 育 学 校	公立	0	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	0	(-)
	私立	0	(-)	-	(-)	-	(-)	0	(-)	5	(2,980)
	計	0	(-)	-	(-)	-	(-)	0	(-)	5	(2,980)
中 学 校	公立	13	(2,395)	20	(4,813)	2	(567)	1	(120)	45	(11,088)
	私立	0	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	13	(2,395)	20	(4,813)	2	(567)	1	(120)	45	(11,088)
小 学 校	公立	11	(1,057)	29	(2,874)	3	(346)	2	(258)	51	(4,813)
	私立	0	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	1	(124)
	計	11	1,057	29	(2,874)	3	(346)	2	(258)	52	(4,937)
P T A 等	0	(-)	1	(300)	1	(300)	1	(300)	17	(3,923)	
計	30	(5,976)	67	(14,371)	7	(1,806)	5	(960)	166	(36,916)	

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

種類 年度	麻薬					向精神薬		特定麻薬等原料 卸小売業者	覚醒剤				大麻研究者	けし研究栽培者	計
	卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	卸売業者	試験研究施設		施用機関	研究者	原料取扱者	原料研究者			
5年度	27	3,505	17,897	1,180	123	7	124	153	3	36	59	16	21	1	23,152
4年度	27	3,431	17,106	1,084	129	7	127	153	3	32	60	19	19	1	22,198
3年度	28	3,348	17,312	1,059	130	7	131	154	3	32	62	21	16	1	22,304
2年度	28	3,187	16,306	1,009	129	7	132	152	3	28	63	21	16	1	21,082
元年度	28	3,130	16,241	998	137	8	136	155	3	29	65	19	16	1	20,966

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

令和6年3月末現在

業種 人数	施用者			管理者			
	医師	歯科医師	獣医師	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師
	16,573	217	1,107	744	2	147	287
数	17,897			1,180			

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

令和5年度

種類	件名	免許申請・届	免許証再交付申請	業務廃止届	記載事項変更届	免許証返納届	麻薬廃棄届	調剤済麻薬廃棄届	計
卸売業者		11	-	-	11	11	27	-	60
小売業者		1,558	1	142	682	1,338	2,094	2,048	9,201
施用者		8,182	28	1,733	3,693	5,713	44	5	19,398
管理者		597	2	166	51	344	309	1,027	2,496
研究者		53	-	30	39	28	15	-	165
製造業者		-	-	-	-	-	5	-	5
元卸売業者		-	-	-	-	-	4	-	4
特定麻薬等原料卸小売業者		4	-	2	2	-	-	-	8
家庭麻薬製造業者		-	-	-	-	-	-	-	0
その他		-	-	-	-	-	-	-	0
計		10,405	31	2,073	4,478	7,434	2,498	3,080	29,999

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数

令和5年度

件名	許可件数 (許可業者数)	許可申請	再交付 申請	変更届	追加届	返納届	計
件数	230 (1042)	56	2	18	26	6	108

(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数

令和5年度

種類	件名	指定等 申請	免許証再 交付申請	業務 廃止届	記載事項 変更届 ・変更届	返納届	計
	覚醒剤施用機関	-	-	-	-	-	0
	覚醒剤研究者	28	-	17	2	11	58
	覚醒剤原料取扱者	14	-	2	20	14	50
	覚醒剤原料研究者	4	-	4	1	4	13
	大麻研究者	31	-	16	1	13	61
	けし研究栽培者	1	-	1	-	-	2
	向精神薬卸売業者	3	-	-	4	1	8
	向精神薬試験研究施設	2	-	8	28	-	38
	計	83	-	48	56	43	230

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害(麻薬中毒等)を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、監視指導を実施した。

麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

令和5年度

業種	事項	対象事業所数	監視指導施設数	違反業務所数	違反内容							措置		
					廃棄	管理・保管	帳簿	施用等	届出	その他	計	業務停止	報告書等	計
麻薬	麻薬卸売業者	27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻薬小売業者	3,505 (1042) ^{※1}	400 (97) ^{※1}	11	5	-	-	-	-	7	12	-	8	8
	特定麻薬等原料卸小売業者	153	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻薬診療施設(病院)	322	129	2	1	-	-	1	-	-	2	-	2	2
	麻薬診療施設(診療所)	3,021	21	8	1	-	-	2	-	6	9	-	8	8
	麻薬研究者	123	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	けし研究栽培者	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大麻研究者	21	3	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1
向精神薬	向精神薬卸売業者	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	向精神薬試験研究施設	124	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし薬局	4,199	475	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売	540	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病院・診療所		155	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚醒剤・同原料	覚醒剤施用機関	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤研究者	36	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料取扱者	59	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料研究者	16	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬局		478	2	2	-	-	-	-	-	2	-	1	1
	病院・診療所		152	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1
計		12,157	1,930	25	9	0	0	3	0	15	27	0	21	21

(参考) 全国 ※2 211,763 45,790 954

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

※1麻薬小売業者間譲渡許可業者数(内数)

※2厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2023年12月)による令和4年の数。

麻薬・覚醒剤等監視指導結果内訳一覧表

事 項 業 種		5 年 度					4 年 度				
		対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率	対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率
麻 薬	麻薬卸売業者	27	7	25.9%	-	-	27	16	59.3%	-	-
	麻薬小売業者	3,505	400	11.4%	11	2.8%	3,437	589	17.1%	5	0.8%
	特定麻薬等原料卸小売業者	153	12	7.8%	-	-	151	27	17.9%	-	-
	麻薬診療施設(病院)	322	129	40.1%	2	1.6%	319	109	34.2%	2	1.8%
	麻薬診療施設(診療所)	3,021	21	0.7%	8	38.1%	2,941	41	1.4%	14	34.1%
	麻薬研究者	123	23	18.7%	-	-	133	21	15.8%	1	4.8%
	けし研究栽培者	1	0	0.0%	-	-	1	0	0.0%	-	-
	大麻研究者	21	3	14.3%	1	33.3%	19	0	0.0%	-	-
向 精 神 薬	向精神薬卸売業者	7	0	0.0%	-	-	7	2	28.6%	-	-
	向精神薬試験研究施設	124	8	6.5%	-	-	129	6	4.7%	-	-
	免許みなし薬局	4,199	475	11.3%	-	-	4,156	498	12.0%	-	-
	免許みなし卸売販売	540	53	9.8%	-	-	556	69	12.4%	-	-
	病院・診療所		155		-	-		135		-	-
覚 醒 剤 ・ 同 原 料	覚醒剤施用機関	3	0	0.0%	-	-	1	0	0.0%	-	-
	覚醒剤研究者	36	3	0.0%	-	-	33	0	0.0%	-	-
	覚醒剤原料取扱者	59	10	16.9%	-	-	60	22	36.7%	-	-
	覚醒剤原料研究者	16	1	6.3%	-	-	19	2	10.5%	-	-
	薬 局		478		2	0.4%		736		2	0.3%
	病院・診療所		152		1	0.7%		150		-	-
計		12,157	1,930	15.9%	25	1.3%	11,989	2,423	20.2%	24	1.0%

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

年 度	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
け し	7,832本 (104ヶ所)	10,363本 (79ヶ所)	6,524本 (68ヶ所)	4,187本 (70ヶ所)	7,425本 (63ヶ所)
大 麻	-	-	-	-	10本 (2ヶ所)

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

令和5年度

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
薬 局 管 理 薬 剤 師 等	0回	0人
病 院 ・ 診 療 所 薬 剤 師	2回	65人
関 係 団 体 主 催 の 研 修 会	2回	352人

(4) 麻薬事故状況

項目		年度				
		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
事 故 の 種 類	滅 失	599 (135)	421 (127)	425 (111)	442 (129)	459 (143)
	盗 難	2	1	1	-	-
	所在不明	11	10	14	23	21
	そ の 他	33	36	36	26	17
計(件数)		645	468	476	491	497

*滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

項目		年度				
		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
事 故 の 種 類	滅 失	-	-	-	-	-
	盗 難	-	1	3	1	1
	所在不明	3	5	3	1	-
	そ の 他	4	19	7	6	12
計(件数)		7	25	13	8	13

(6) 覚醒剤(原料)事故状況

項目		年度				
		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
事 故 の 種 類	滅 失	2	4	4	5	7
	盗 難	-	-	-	-	-
	所在不明	6	1	5	4	5
	そ の 他	-	4	1	1	-
計(件数)		8	9	10	10	12

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

項目		年度				
		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
麻薬中毒者	不正使用者	1	-	-	-	1
	末期患者	-	-	-	-	-
措置入院者		-	-	-	-	-

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会復帰し、令和5度末では83名である。

なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

項目			年度				
			5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
麻薬中毒者移動状況	増	新規対象者 (措置入院者数)	1	-	-	-	1
		県内転入者	-	4	-	-	-
		計	1	0	0	0	1
		社会復帰者	-	-	-	-	-
	減	県外転出者	-	1	-	-	1
		死亡・帰国者	1	-	-	-	-
		その他	-	-	-	1	-
		計	1	1	0	1	1
	麻薬中毒者数		83	83	80	80	81
	内訳	観察指導対象者	61	62	60	60	62
所在不明者等		22	21	20	20	19	
観察状況	観察指導回数		95	87	159	216	169
	内訳	訪問回数	9	5	6	8	14
		その他	86	82	153	208	155

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

項目		年度				
		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
薬物の相談件数 (件)	覚醒剤	122	144	140	115	80
	大麻	11	5	16	128	64
	その他の薬物	2	24	22	32	35
	計	135	173	178	275	179
広報活動(回)		131	99	78	83	150

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」などと称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

項目 \ 年度	5年度	4年度 ※	3年度
試買方法	店 舗	—	インターネット
分析検体数	9	—	7
検出検体数	0	—	0

※新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、実施を見送った。

(2) 店舗の監視指導状況

項目 \ 年度	5年度	4年度	3年度
対象施設	***危険ドラッグ取扱店	*危険ドラッグ取扱店	*危険ドラッグ取扱店
調査件数	18	0	0
指導件数	5	0	0

* 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった。

*** 「大麻グミ」等による健康被害事案を受け、CBD製品を販売する店舗を調査した。

(3) インターネットの監視指導状況

項目 \ 年度	5年度	4年度	3年度
調査サイト数	11	9	8
措置件数	0	0	0

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物濫用防止条例」を施行した(完全施行は6月1日)。このことにより、県独自に知事指定薬物を指定し、知事指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

令和5年度

	告示	施行	失効	数	指定物質(通称名)
1	R5. 6. 21	R5. 6. 22	R5. 7. 1	3	①Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene ②3-CPM、3-Chlorophenmetrazine ③4F-ABINACA、4F-ABUTINACA
2	R5. 8. 31	R5. 9. 1	R5. 9. 10	3	①ADB-BINACA ②N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone ③FXE、Fluorexetamine
3	R5. 10. 26	R5. 10. 27	R5. 11. 5	3	①3-MMA、3-Methylmethamphetamine ②N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone ③ADB-4en-PINACA
4	R5. 1. 19	R5. 1. 20	R5. 1. 29	3	①HXE、Hydroxetamine ②4-HO-EPT ③EDMB-PINACA
5	R6. 3. 6	R6. 3. 7	R6. 3. 16	3	①MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide ②Butonitazene ③N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB
計				15	

過去5年間の知事指定薬物指定状況

令和4年度 4回延べ15物質を指定(現在全て失効)

令和3年度 5回延べ16物質を指定(現在全て失効)

令和2年度 4回延べ17物質を指定(現在全て失効)

令和元年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

平成30年度 5回延べ14物質を指定(現在全て失効)